

グローバル・インカム・プラス (毎月分配型)

追加型投信／内外／資産複合

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日 2018.10.10

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2018年10月9日に関東財務局長に提出しており、2018年10月10日にその届出の効力が生じております。ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記の委託会社インターネットホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型））	年12回（毎月）	グローバル（日本含む）	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（URL：<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続き等が規定されております。また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

＜委託会社＞ **明治安田アセットマネジメント株式会社**
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号
設立年月日：1986年11月15日
資本金：10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額：14,790億円
（資本金・運用純資産総額は2018年7月末現在）
〔ファンドの運用の指図等を行います〕

＜受託会社＞ **三菱UFJ信託銀行株式会社**
〔ファンドの財産の保管および管理等を行います〕

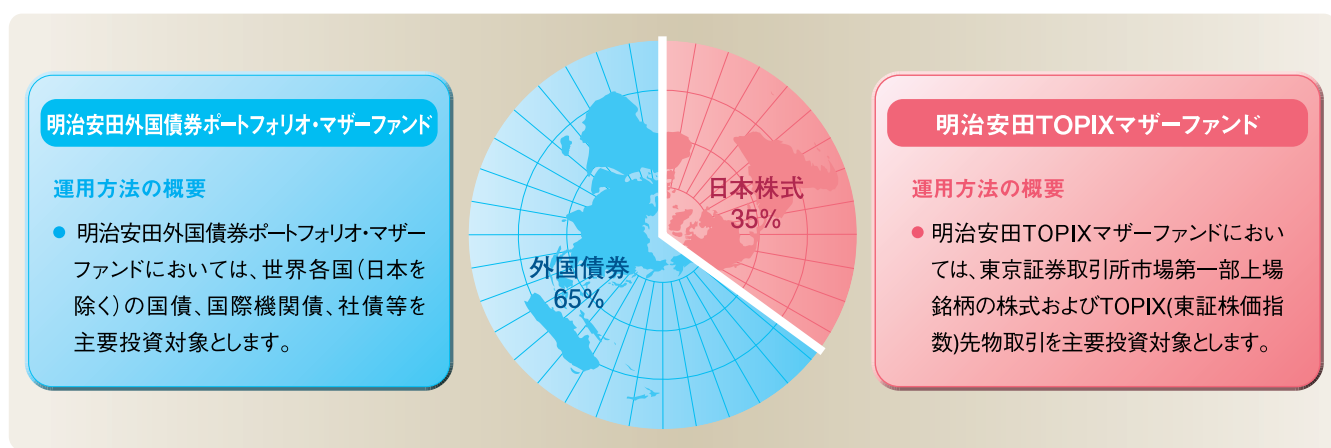
1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）は、日本を除く世界の債券およびわが国の株式に分散投資し、安定的なインカムゲイン（利息収益等）の確保とともに信託財産の成長を目指します。

ファンドの特色

- ◆ 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドおよび明治安田TOPIXマザーファンドを主要投資対象とします。
- ◆ ファンドの組入比率については、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド65%、明治安田TOPIXマザーファンド35%を基準組入比率とします。基準組入比率から一定の範囲を超えた場合には、すみやかに基準組入比率に近づけるように組入調整を行います。一定の範囲とは各投資対象ともプラス・マイナス5%程度とします。



- ◆ 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

ファンドのしくみ

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※ 損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドの運用の特色

- 外国債券運用においては、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

※FTSE世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。）を主な投資対象国としますが、常に投資対象国すべてに投資するものではありません。

※FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、FTSE Fixed Income LLCが有しています。なお、FTSE Fixed Income LLCは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

- 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時においてA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。また、為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- 各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

明治安田TOPIXマザーファンドの運用の特色

- 国内株式運用においてはT O P I X（東証株価指数）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
- 東京証券取引所 市場第一部上場銘柄を中心に、T O P I Xとの連動性を考慮し株式の組入れを行います。また、運用の効率化を図るため、T O P I X先物取引を行う場合があります。

※TOPIX（東証株価指数）は、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所といいます。）が公表する株価指数で、東京証券取引所市場第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

主な投資制限

■ 株式への投資割合	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
■ 外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の80%以下とします。
■ デリバティブの使用	・ 有価証券先物取引等は資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクを回避するために行います。 ・ スワップ取引は、資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために行います。

分配方針

◆ 毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します（分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります）。
- ・ 3月、6月、9月、12月の決算時（年4回）に、組入債券のインカムゲイン（利息収益等）を中心とした通常月の分配に加えて、組入株式のキャピタルゲイン（売買益等）による「プラスα」の分配を行うことを目指します。

※「プラスα」の分配とは、株式の値上がり益が出た場合に、分配対象額の範囲内で上乗せして分配することを指します。

収益分配金のイメージ図



※株式の値上がり益が出た場合でも、債券価格の下落や円高等によって基準価額が下落した場合や、分配対象額が少額の場合などでは、「プラスα」の分配を行わないことがあります。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

《投資信託で分配金が支払われるイメージ》

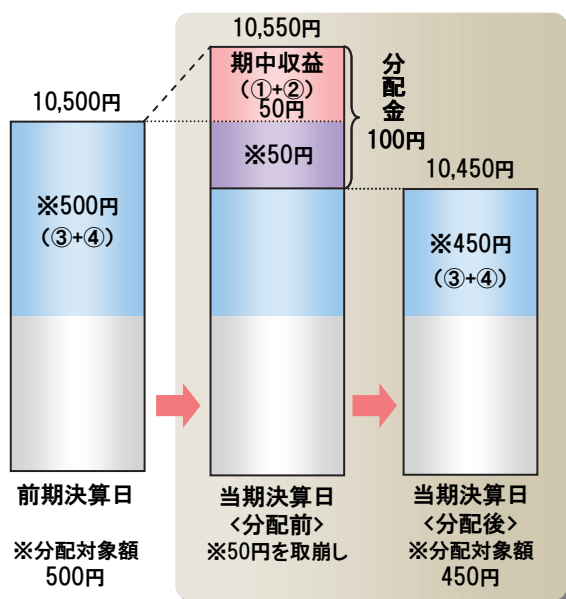


*上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

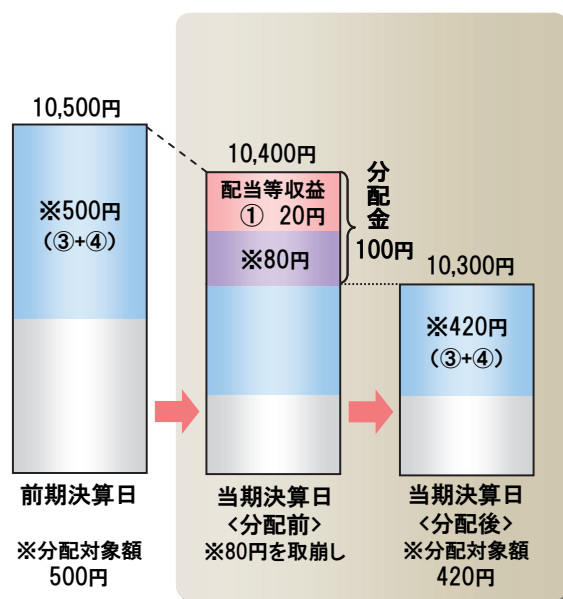
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)



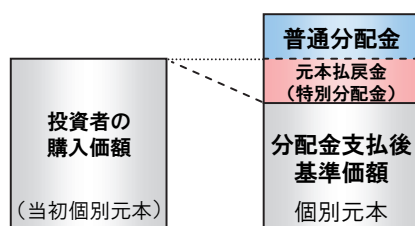
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

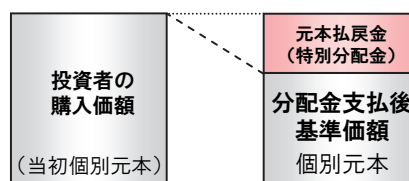
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

グローバル・インカム・プラス（毎月分配型）は、直接あるいはマザーファンドを通じて株式や債券（公社債等）など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下のとおりです。

主な変動要因

■ 株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
■ 債券価格変動リスク	債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
■ 為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
■ 信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

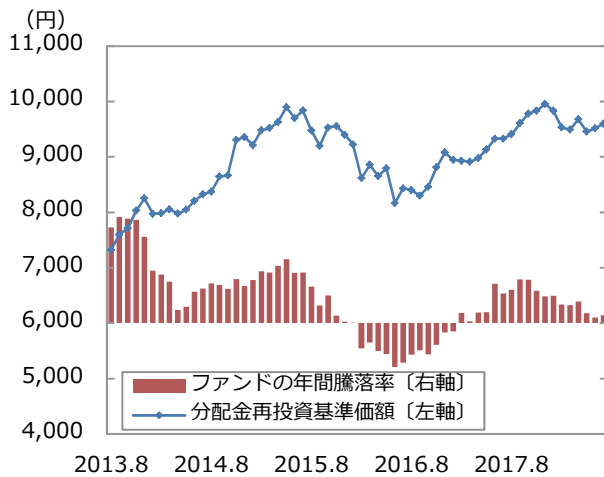
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

参 考 情 報

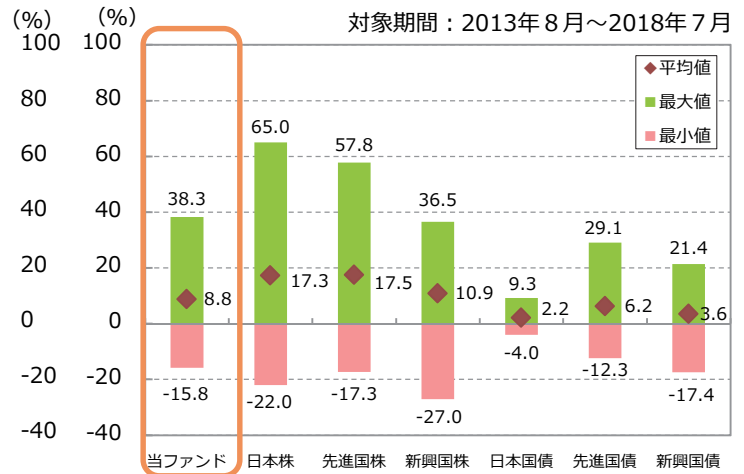
当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI（配当込み・円換算ベース）	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI（国債）	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）	J.P.Morgan Securities LLC

（注）海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

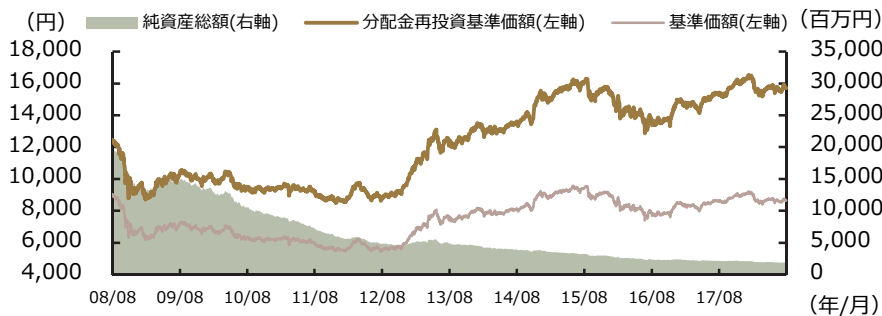
また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書（請求目論見書）をご覧ください。

3.運用実績

2018年7月31日現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2018年7月	15円
2018年6月	15円
2018年5月	15円
2018年4月	15円
2018年3月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	5,310円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	8,639円
純資産総額	1,861百万円

主要な資産の状況

資産の組入比率

資産の種類	投資比率 (%)
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	64.79
明治安田TOPIXマザーファンド	34.71
その他の資産(負債控除後)	0.50
合計(純資産総額)	100.00

組入上位銘柄 (マザーファンド)

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

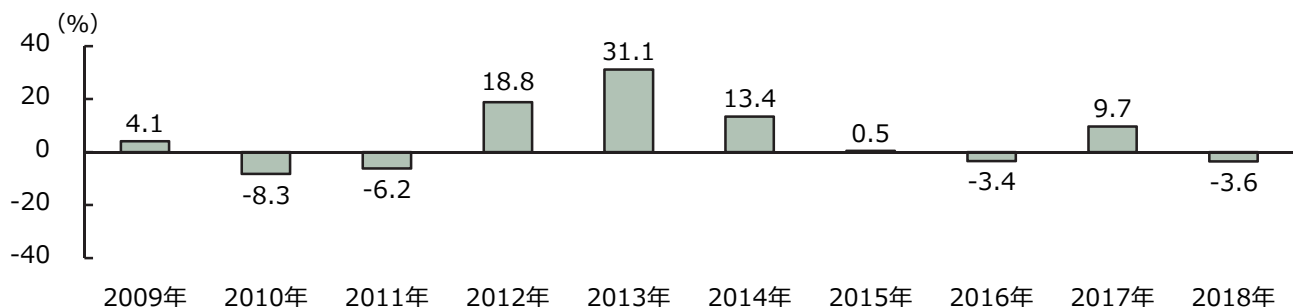
	銘柄名	利率(%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率(%)
1	US TREASURY N/B 6.25%	6.25	2023年8月15日	アメリカ	国債証券	9.14
2	US TREASURY N/B 1.875%	1.875	2020年6月30日	アメリカ	国債証券	8.20
3	DEUTSCHLAND REP 6.25%	6.25	2030年1月4日	ドイツ	国債証券	7.87
4	BTPS 9%	9	2023年11月1日	イタリア	国債証券	5.44
5	TREASURY 4.5%	4.5	2034年9月7日	イギリス	国債証券	5.41
6	US TREASURY N/B 4.75%	4.75	2041年2月15日	アメリカ	国債証券	4.84
7	US TREASURY N/B 2.75%	2.75	2024年2月15日	アメリカ	国債証券	3.72
8	ASIAN DEV BANK 1%	1	2019年8月16日	国際機関	特殊債券	3.22
9	US TREASURY N/B 3.75%	3.75	2043年11月15日	アメリカ	国債証券	3.19
10	REP OF AUSTRIA 3.9%	3.9	2020年7月15日	オーストリア	国債証券	2.76

明治安田TOPIXマザーファンド

	銘柄名	業種	投資比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.42
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.85
3	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.59
4	ソニー	電気機器	1.51
5	日本電信電話	情報・通信業	1.40
6	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.28
7	本田技研工業	輸送用機器	1.16
8	キーエンス	電気機器	1.13
9	KDDI	情報・通信業	1.04
10	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.00

※投資比率は各マザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2018年は7月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせ下さい。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表しています。以下同じ。) ※基準価額は販売会社または委託会社へお問合わせください。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までに販売会社においてお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせ下さい。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	—
購 入 の 申 込 期 間	2018年10月10日から2019年4月9日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	無期限（2004年7月28日設定）
繰 上 償 還	委託会社は、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	毎月10日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	年12回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。お取扱可能なコースおよびコース名称は販売会社により異なる場合があります。
信 託 金 限 度 額	1,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 http://www.myam.co.jp/
運 用 報 告 書	1月および7月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 2.7%(税抜2.5%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託財産の純資産総額に対し <u>年1.296% (税抜1.2%)</u> の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁されます。				
	<内訳>				
	配分	料率 (年率) [各販売会社の純資産額に応じて]			
		100 億円以下の部分	100 億円超 250 億円以下の部分	250 億円超 500 億円以下の部分	500 億円超 の部分
	委託会社	0.5724% (税抜 0.53%)	0.5184% (税抜 0.48%)	0.4968% (税抜 0.46%)	0.4644% (税抜 0.43%)
	販売会社	0.6588% (税抜 0.61%)	0.7128% (税抜 0.66%)	0.7344% (税抜 0.68%)	0.7668% (税抜 0.71%)
	受託会社	0.0648% (税抜 0.06%)			
合計	<u>1.296% (税抜 1.2%)</u>				
	<内容>				
	支払先	役務の内容			
	委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価			
	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価			
	受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価			
	合計	運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率			
その他の費用・ 手 数 料	信託財産の監査にかかる費用 (監査費用) として、監査法人に年0.0054% (税抜0.005%) を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行等に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。				

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の税率は個人投資者の源泉徴収時の場合の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して……………20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して…20.315%

- ・上記は2018年7月末現在のものです。
 - ・少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA（ニーサ）は満20歳以上の方、ジュニアNISA（ニーサ）は20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
 - ・法人の場合については上記と異なります。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。